

函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正の趣旨

本市では、旅館業施設における衛生の維持を図るため、旅館業法に基づき「函館市旅館業法施行条例」により営業者が講ずべき措置の基準を定め、旅館業施設に対する助言・指導を行っています。

これまで簡易宿所営業の施設に対し、玄関帳場等を有することとしてきましたが、ICTの活用等によりセキュリティ面や本人確認の機能が代替できることや、現下の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえると、宿泊施設においても一層非接触・非対面の取組みの促進が求められていることから、本市における関係条例の改正の要否について検討をすすめてきたところです。

その結果、希望する事業者がICT設備により玄関帳場等を代替できるよう改正が必要であるとの結論に至ったことから、その改正案について、意見提出手続きを行うこととしました。

※簡易宿所営業： 宿泊する場所を多数人で共用する構造および設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

2 改正の概要

簡易宿所営業の施設の構造設備の基準に関し、玄関帳場等に係る基準の特例を定める。（下線部分を追加）

【現 行】 次の要件を満たす玄関帳場等を有すること。



【改正案】 次の要件を満たす玄関帳場等を有すること。ただし、旅館業法施行規則第4条の3各号のいずれにも該当する設備を有する場合は、この限りでない。

※旅館業法施行規則＜抜粋＞

第四条の三 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。）第一条第一項第二号の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- 二 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

3 施行日

令和3年4月1日を予定しています。